



## ●目的

ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ニセコ町宿泊税を活用した事業の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## ●補助対象者

- ・ニセコ町宿泊税条例特別徴収義務者
- ・飲食事業者
- ・観光施設の管理運営者

## ●補助対象事業

(1) 税率改正分（補助率10/10、上限50~100万円以内）

- ① 町の宿泊税条例改正等に伴い発生する新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費
- ② 町の宿泊税条例改正等に伴い発生する既存システムの改修等に係る経費
- ③ 上記システム等に係る利用料等（システム構築及び改修、ハードウェア等の購入日から1年以内に限る）

(2) 通常分（補助率1/2又は2/3以内、上限10~100万円以内）

- ① 地域貢献に資するイベント開催（新規・拡充）
- ② 観光DX推進（セルフチェックイン機、スマートロックキー等省人化を目的としたシステム導入経費等）
- ③ 上記②の観光DX推進に係る利用料（1年間）
- ④ 地場産品（町内産木材等）に係る物品・備品の購入等（客室または建物内共用部の使用に限る）
- ⑤ 災害対応強化に係る物品・備品の購入等
- ⑥ 観光マナーや町の環境保全に係る物品・備品の購入等
- ⑦ スタッフの人材育成に係る研修の実施等
- ⑧ その他町長が適当と認める事業に係る経費